

愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期） 申請の手引き

本事業の説明動画

説明動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※4/28（月）公開予定
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin23/>



お問い合わせ先

愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター

TEL：0120-361-224

* 令和7年4月30日開設予定

受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

【注意】

本事業に関わるお問い合わせは、一般社団法人愛知県LPガス協会ではなく、**必ず上記支援金センター**にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

一般社団法人愛知県LPガス協会

令和7年4月28日

1	はじめに	P 2
2	支援金の概要	
(1)	目的	P 3
(2)	概要	P 3
(3)	値引きの対象者	P 3
(4)	値引きの実施	P 3～4
(5)	値引きの周知・値引額の明示	P 5
(6)	L P ガス販売事業者の要件	P 6
(7)	L P ガス販売事業者への協力金について	P 6
3	手続きの概要	
(1)	手続きの流れ	P 7
(2)	手続きの方法	P 7
(3)	各種手続きについて	P 8～9
	Web申込手続きの流れ	P 10～22
	交付申請書、記入例	P 23～24
	誓約事項等同意書、各誓約事項	P 25～26
	実績報告書兼精算払請求書、記入例	P 27～28
	補助事業（値引き）実績一覧表	P 29

「愛知県LPガス価格高騰支援金（第3期）」について

「愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期）」（以下「支援金」という。）は、昨年実施しました第2期事業同様、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源としており、愛知県内のLPガス一般消費者等の負担軽減のため、LPガス販売事業者（以下「事業者」という。）がLPガス利用料金の値引きを行う場合の原資を支援するものです。支援金の交付事務は、愛知県から補助を受けた一般社団法人愛知県LPガス協会（以下「協会」という。）が実施します。

国および県からは、支援金の適正な実施が求められており、不正行為は厳正に対処されることとなります。そのため、支援金に参画する事業者は、本手引き（以下「手引き」という。）及び愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期）交付要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに、以下の点について十分認識した上で、支援金に係る手続きを適正に行ってくださいますようお願いいたします。

- (1) 支援金は、LPガス一般消費者等の負担の軽減を図るためのものです。支援金の対象期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、支援金の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- (2) 支援金に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (3) 愛知県又は協会から資料の提出や修正の指示があった場合には速やかに対応してください。適切な対応がない場合、支援金の交付ができない場合があります。
- (4) 支援金の参加受理通知前または交付決定前に値引きを実施した場合については、支援金の交付対象とはなりません。支援金の参加受理または交付決定を受けても、定められた期日までに必要な書類が提出されないと、支援金は交付されません。
- (5) 支援金の関係書類は事業終了年度後5年間（令和13年度末まで）保存しなければなりません。また、愛知県又は協会からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、支援金を不正に受給した疑いがある場合には、必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、支援金の交付を行わないとともに、支払い済みの支援金のうち取り消し対象となった額を返還していただきます。
- (7) 要領に記載のない細部については、愛知県又は協会からの指示に従うものとします。

2 支援金の概要

(1) 目的

国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」において、電気、都市ガス料金の支援が実施されている中、L P ガスについてもその料金が上昇していることを受け、L P ガス販売事業者を通じたガス料金の値引きにより、愛知県内のL P ガス一般消費者等の負担軽減を目的に実施するものです。

(2) 概要

愛知県内でL P ガスを利用する一般消費者等を対象に、愛知県が指定する値引き額により、当該対象の1契約（1メートル）当たりのL P ガス料金（基本料金と従量料金の合計）より値引きを行った事業者に対して、値引きの原資及び実施経費としての協力金を支援金として交付します。

(3) 値引きの対象者

愛知県内で家庭・業務用のL P ガスを利用する一般消費者等
（以下「支援対象者」という。）

・ コミュニティガス（旧簡易ガス）の利用者を含む

・ **対象となる公的機関**

（例）運動施設、公園、美術館、図書館、博物館、公民館、学校、幼稚園、福祉施設、ホール、貸会議室

※ 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民用に供する施設は値引きの対象となる。

【**値引き対象外となる利用者**】

・ 高圧ガス保安法上のL P ガスの利用者

・ 質量販売により供給を受ける利用者

・ 国又は地方公共団体が管理する事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）

・ 対象外の公的機関

（例）国の合同庁舎、県庁、県の合同庁舎、警察の庁舎、市町村役場、市町村役場の支所、保健所、消防署、研究施設、浄水場、下水処理場、ごみ処理施設

(4) 値引きの実施

【**対象額**】

支援対象者1契約（1メートル）につき、上限1, 600円（税抜）

【**対象期間**】

令和7年6月検針分又は7月検針分のいずれかのガス料金

【**対象区分**】

基本料金・従量料金が値引きの対象料金となります。

2 支援金の概要

(4) 値引きの実施 ※前頁の続き

【値引きの方法】

1 契約あたり、令和7年6月検針分又は7月検針分のいずれかのガス料金から上限1,600円(税抜)の値引きを行います。

〈例〉 値引きのイメージ：令和7年6月検針分又は7月検針分いずれかのガス料金

値引き前	—	値引き額	=	値引き後請求額 (税抜き)
2,000円 (税抜き)		1,600円 (税抜き)		400円 (税抜き)
				消費税 +
				40円
				値引き後請求額 (税込み)
				440円 (税込み)

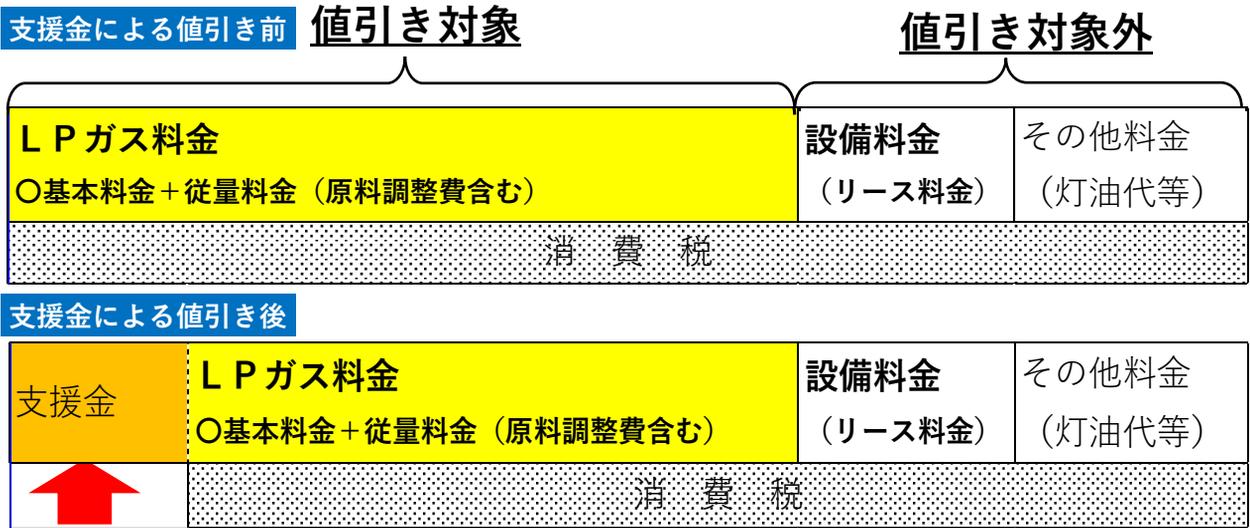
【NG】 1契約あたり、2か月にわたっての値引きは認めません。

〈例〉 6月、7月のガス利用料金から各800円の値引き

6月検針分の値引き前	—	6月検針分の値引き額	=	値引き後請求額 (税抜き)
2,000円 (税抜き)		800円 (税抜き)		1,200円 (税抜き)
7月検針分の値引き前	—	7月検針分の値引き額	=	値引き後請求額 (税抜き)
3,000円 (税抜き)		800円 (税抜き)		2,200円 (税抜き)

【値引き対象となる料金、消費税の取り扱いについて】

LPガス料金以外の料金からの値引きはできませんので、ご注意ください。
 ※LPガスの商慣行に係る「液化石油ガスの安全確保及び取引の適正化改正」の改正議事について、三部料金制(基本料金、従量料金、設備料金)の徹底に係る規律については、2025年4月2日に施行となりました。



支援金は不課税のため、支援金額分の預かり消費税はなく消費税納税も発生しません。

2 支援金の概要

(5) 値引きの周知・値引額の明示

値引きの周知

支援金により値引きを実施する場合、「**愛知県LPガス価格高騰対策支援金による値引きであること**」を支援対象者に対して周知していただく必要があります。なお、周知方法については、LPガス使用者向けご案内チラシの活用、ハガキの郵送、メールの送信、検針票に添付など、販売事業者側で実施可能な方法を選択してください。

値引額の明示

支援金による値引きを実施した際には、**値引きの事実を確認できるものとして、検針票、請求書、領収書、Web明細等のいずれかに以下の内容を明示してください。**

なお、値引き完了後の抽出検査において、値引きの事実を確認するため、当該書類の事業者控えの写し等を提出いただきます。

【値引きの事実確認のための記載事項】

- ・ 値引き前後の額（システム上表示できない場合は、値引き前の額又は値引き後の額）
 - ・ 値引きの額※1 値引きの事実が確認できれば、必ずしも上記のすべてを記載する必要はありません。
- ※2 検針票等の事業者控えが残らない場合、値引き額が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等で確認を行います。

〈参考〉値引きの周知・値引額の明示書類例

2025年 6月検針結果通知兼請求書（例）

いつも、〇〇様をご利用いただきありがとうございます。
今月のご利用料金は次のとおりですのご案内申し上げます。

ガス使用量のお知らせ	
ご利用期間 5月15日～6月15日（今回検針日）	
・ 今回指針 1132	今回ご使用量 10m ³
・ 前回指針 1122	
今回ガス料金 5,200円（税抜）	
内訳	基本料金 1,800円
	従量料金 5,000円
	設備料金 0円
	値引き額 △1,600円
今回請求額 5,720円（内消費税520円）	
備考 今回検針分のガス料金は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金により上限1,600円(税抜)値引。	

値引額の明示

値引額の明示

値引きの周知

どちらかのみで可

また、登録ガス小売事業者（ガス事業法第3条の登録を受けた者）が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。さらに、経過措置団地（規制団地）をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、「特別供給条件認可申請」が事前に必要となります。

※ 詳細については、中部経済産業局資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課（052-951-2820）までお問い合わせください。

2 支援金の概要

(6) LPガス販売事業者の要件

支援金事業による値引きを実施する事業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ①LPガスを販売する者（事業所の所在地は問わない） ※1
- ②支援対象者に対して値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者 ※2
- ③原則として、令和7年6月検針分又は7月検針分のいずれかのガス料金からの値引きが実施できる者
- ④県又は協会からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で支援金事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第3条第1項の登録を受けた者及び「ガス事業法」第3条の登録を受けた者であって、家庭・業務用のLPガスを販売する者

※2 上記（5）にて説明した事項

(7) LPガス販売事業者への協力金について

支援対象者への値引きを実施した事業者に対して、以下の費用を支援金として交付します。費用の交付は原則、最終の値引き完了後に行う検査において適正な値引きの実施が確認できた段階で値引きの原資とまとめて交付となります。

※協力金は、会社単位での交付となります。

【協力金】

10,000円に加え、100円×値引きを行った一般消費者等数（最大10,000戸）
＝上限1,010,000円（税抜き）

一律

10,000円（税抜き）

+

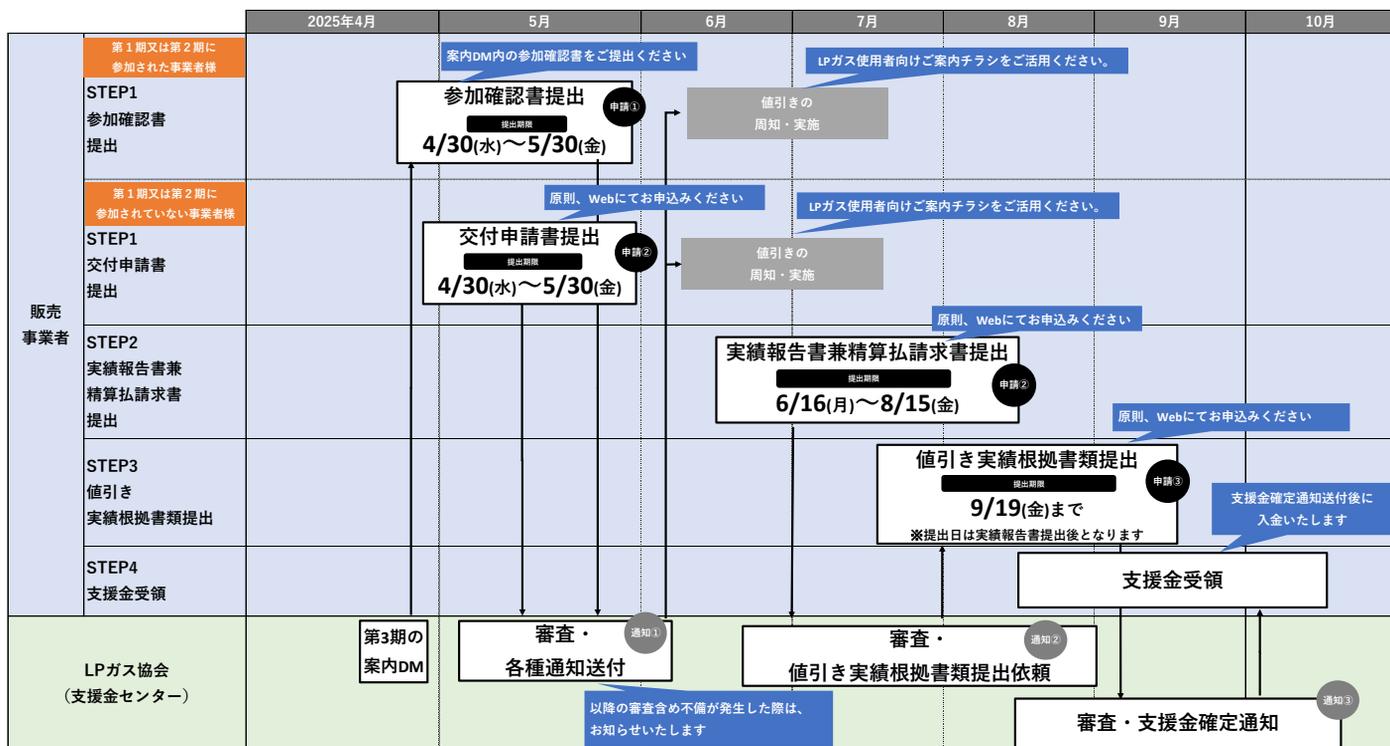
100円（税抜き）×消費者数等（上限10,000戸）

上限1,010,000円（税抜き）

3 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

支援金事業全体の手続きの流れは、「販売事業者事務フロー」のとおりです。
販売事業者事務フロー



- ・上記フローは参考になります。事業者様の申請状況等によりスケジュールが前後する可能性があります。
- ・説明会動画を以下、愛知県LPガス協会ホームページで公開します。※4/28(月)公開予定
<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin23/>

(2) 手続き方法

以下のWebサイトから、直接、様式にご記入いただき、添付書類は併せてご提出ください。
なお、インターネットが使用できない場合、郵送により提出してください。
※ すべての手続き書類について印鑑は不要です。

● Web申請の場合

〈申請ページ〉

https://reg31.smp.ne.jp/regist/switch/00051c0004hfcDOCBA/aichilpg_3



● 郵送申請の場合

〈各種申請書ダウンロード先〉

<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin23/>

〈郵送申請先〉

〒450-8799 名古屋西郵便局留 (〒452-0847 愛知県名古屋市西区野南町19)
愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター



3 手続きの概要

(3) 各種手続きについて

LPガス価格高騰対策支援金(第1期又は第2期)に参加された事業者様

①参加確認書提出

支援金による値引きを実施するためには、事前に参加確認書の提出を行う必要があります。参加確認書提出後、支援金センターにて審査を行い、要件を満たしている場合には参加受理通知にてお知らせします。なお、受付期間内での申請が困難な事業者の方は、協会まで事前にご連絡ください。

【受付期間】

令和7年4月30日(水)～令和7年5月30日(金) 消印有効

〈注意事項〉

- ・LPガス使用者向けご案内チラシはご希望の事業者様宛に送付いたします。

【提出書類】

提出書類		様式
1	参加確認書	—
2	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し ※第2期から振込先情報に変更となる場合はご提出ください。	—

LPガス価格高騰対策支援金(第1期又は第2期)に参加されていない事業者様

①交付申請提出

支援金による値引きを実施するためには、事前に交付申請を行う必要があります。交付申請後、支援金センターにて審査を行い、要件を満たしている場合には交付決定通知にてお知らせします。なお、受付期間内での申請が困難な事業者の方は、協会まで事前にご連絡ください。

【受付期間】

令和7年4月30日(水)～令和7年5月30日(金) 消印有効

〈注意事項〉

- ・原則、本社一括での申請をお願い致します。
- ・LPガス使用者向けご案内チラシはご希望の事業者様宛に送付いたします。

【提出書類】

提出書類		様式
1	交付申請書	様式第1
2	誓約事項等同意書	別紙1
3	「販売事業者登録書」の写し又は、「事業者証」の写真	—
4	通帳の表紙及び、表紙をめくった見開きページ全体の写し	—

3 手続きの概要

②実績報告書提出

令和7年6月検針分又は7月検針分のいずれかのガス料金の値引き実施後、実績報告書兼精算払請求書を提出いただきます。また、実績報告には、補助事業（値引き）実績一覧表を合わせて提出いただきます。

【受付期間】

令和7年6月16日（月）～ 令和7年8月15日（金）消印有効

【提出書類】

提出書類		様式
1	実績報告書兼精算払請求書	様式第5
2	補助事業（値引き）実績一覧表	29ページ

〈注意事項〉

- ・一覧表には、「① 契約を識別可能な管理番号など」、「② 市町村名」、「③ 値引き前の額または値引き後の額、値引き額」を記載すること。
- ・また、一覧表はシステムから出力されるデータでも可とする。
- ・なお、一覧表はできるだけExcel形式、csv形式で提出して下さい。

③値引き実績根拠書類提出

実績報告の提出後、提出いただいた補助事業（値引き）一覧表をもとに、協会が無作為に選んだ対象者について値引き実績根拠書類の提出依頼を行い、「2（5）値引きの周知・値引き額の明示」が確認できる根拠書類を提出いただきます。提出件数については、愛知県と調整のうえ、今後決定します。

提出書類（値引き実績根拠書類） 5ページ参照

1	<p>●値引きの周知・値引き額の明示の事実が確認可能な検針票、請求書、領収書、Web明細等の写し</p> <p>※検針票等の事業者控えが残らない場合、値引きの周知・値引き額の明示が確認可能なシステム画面のハードコピー（スクリーンショット）等</p>
---	--

④支援金受領

審査終了後、支援金の適正な実施が認められた事業者に対して、支援金額の確定通知にてお知らせするとともに、確定した支援金の精算払いを行います。

⑤計画変更、事故報告について

要領9条に基づく計画変更、第11条に基づく事故報告については、該当する事態が発生する恐れがある場合は、あらかじめ支援金センターにご相談ください。

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

①特設ホームページへアクセスし、「Web申請はこちら」をクリックする。

<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin23/>



※今後アクセスを簡易に行うために、ブックマークを推奨いたします。

②「初めての方 こちらから」をクリックする。

一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金申請フォーム

第1期・第2期にご参加の事業者さまは
[こちらから](#) パスワードを再登録してください。

初めての方 [こちらから](#) **クリック**

登録済みの方 [こちらから](#)

書面にてお申込みの方（受付通知番号がPから始まる事業者さま）
[こちらから](#) WEB利用登録を行ってください

③登録するメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレスと同様のメールアドレスを(確認用)の欄にもご入力いただき、「送信」をクリックする。

一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 初回メールアドレス登録

メールアドレスをご入力の上、[送信]ボタンを押してください。
※迷惑メール設定で受信メールにドメイン指定されている方は、メールをお届けすることができません。
ドメイン指定を解除していただくか、「shienkin@aichilpg.or.jp」を指定受信設定してください。

メールアドレス(必須)

(確認用)

例) example@shienkin.jp

送信

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

④ 確認画面にて、再度「送信」ボタンをクリックする。

一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 初回メールアドレス登録

入力されたメールアドレスに問題が無ければ、「送信」ボタンを押してください。

メールアドレス

戻る

送信

⑤ 「送信」ボタンをクリックすると、以下の通り、ログイン時に必要なユーザーIDが表示されます。また、登録したメールアドレス宛に、パスワードを設定するための案内メールが送付されます。URLをクリックする。

一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 初回メールアドレス登録

ご登録のメールアドレスにパスワード登録メールを送信しました。
ユーザーIDは **W1645** です。

[愛知県LPガス価格高騰対策支援金事業] メールアドレスを登録しました 受信トレイ



To 自分

13:39 (1分前) ☆ ← ⋮

このメールは自動配信です。
返信を頂きましてもお答えできかねますのでご了承ください。

この度は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金事業における
初回メールアドレスをご登録いただきありがとうございます。

以下のURLより登録手続きを進めてください。

https://area34.smp.ne.jp/area/p/ogtd3tckfl1mbliri8/897Kj3/passwd.html?user_id=W1645

尚、このメールに心当たりのない場合には、
お手数ですがメールを削除いただけますようお願いいたします。

【お問い合わせ】
愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター
TEL：0120-361-224
お問い合わせは、マイページよりお願いします。

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑥申請を行うためログイン時に必要なパスワードを決めていただき、入力してください。入力したパスワードと同様のパスワードを(確認用)の欄にもご入力いただき、「送信」をクリックする。

※パスワードは、半角小文字で8桁以上、且つ英文字と数字を含めたもの。

一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 パスワード登録ページ

パスワードの登録を行います。
パスワード、パスワード(確認)を入力して下さい。
入力完了後[送信]ボタンを押して下さい。

パスワードは半角英数字を含む8桁以上で設定してください。

パスワード

パスワード確認

送信

リセット

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑦パスワードを設定すると、④で登録したメールアドレス宛にメールが送付されます。そのメールでは、⑤と同様、ログインURLが記載されている。

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑧ログインIDと、ご自身にて設定したパスワードをそれぞれの該当項目に入力いただき、「ログイン」をクリックする。

 一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 申請フォームログインページ

ユーザID

パスワード

ログイン

※交付申請時に使用したID、パスワードは、実績報告書兼精算払請求書等提出時でも使用いたします。

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑨ログイン後、「交付申請書」をクリックする。

 一般社団法人 愛知県LPガス協会

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 マイページ

- ・ [交付申請書](#)
- ・ [実績報告書兼精算払請求書](#)
- ・ [実績根拠書類](#)
- ・ [申請状況照会](#)
- ・ [お問い合わせ](#)

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑩Webで交付申請を行う画面になります。すべての項目が必須のため、各項目に必要な事項を入力してください。入力完了後、「送信」をクリックする。

愛知県LPガス価格高騰対策支援金 交付申請書

一般社団法人愛知県LPガス協会会長様

愛知県LPガス価格高騰対策支援金交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

1.販売事業者情報

液化石油ガス販売事業登録番号
(必須)

本社一括での申請でしょうか (必須)

- はい
 いいえ(支店や営業所での申請はこちらに✓)

事業者区分 (必須)

- 法人
 個人事業主

法人名(正式名称)または屋号 (必須)

(株)(有)等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

法人名または屋号のフリガナ (必須)

※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください。

代表者氏名 (必須)

送信

[マイページに戻る](#)

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書（紙）による申請になります。

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑩【補足】

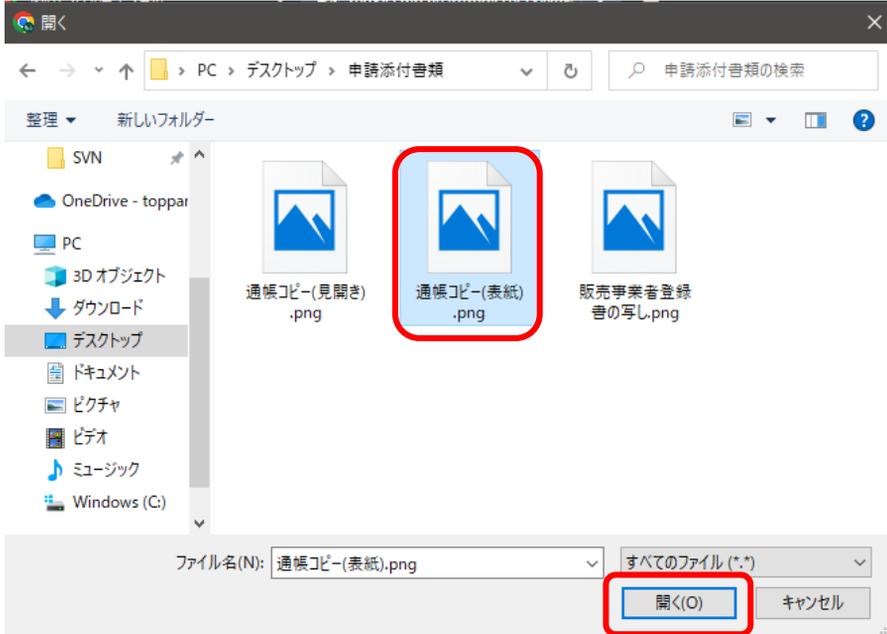
本申請で提出が必要な添付は、各項目ごとに該当の添付(PDFデータ等)を、該当のフォルダから選択し、添付する。

i 各項目ごとに、「ファイルを選択」をクリックする。

4. 添付書類

通帳コピー(表面) (必須)	ファイルを選択	選択されていません
通帳コピー(通帳を開いた1・2ページ) (必須)	ファイルを選択	選択されていません
販売事業者登録書又は販売事業者証の写し (必須)	ファイルを選択	選択されていません

ii 該当の添付データがあるフォルダから該当添付データを選択し、「開く」をクリックする。



iii 選択したデータ名が表示されていることが確認できれば、添付完了。

4. 添付書類

通帳コピー(表面) (必須)	ファイルを選択	通帳コピー(表紙).png
通帳コピー(通帳を開いた1・2ページ) (必須)	ファイルを選択	選択されていません
販売事業者登録書又は販売事業者証の写し (必須)	ファイルを選択	選択されていません

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加されていない事業者様

i Web申込手続きの流れ(交付申請時)

第1期又は第2期に参加された事業者様は、参加確認書(紙)による申請になります。

※画面はイメージになります。4月30日の交付開始日より公開いたします。

⑩【補足】

誓約事項等同意について、必ず青字のリンクをクリックし内容確認の上、「本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。」にチェックをいれる。

誓約事項等

別紙1

愛知県LPガス価格高騰対策支援金(第3期) 誓約事項等同意書

当社は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金(第3期)(以下「本支援金」という。)におけるLPガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県LPガス価格高騰対策支援金(第3期)交付要領(以下「要領」という。)を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用(以下「事業費」という。)の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

- 本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。
※ 同意する場合、上記枠内にチェックを入れて提出すること。
(下記、別記1~3をご確認いただくことでチェック可能になります。)

入力必須です

- ・ [不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項\(別記1\)](#)
- ・ [反社会的勢力排除に係る誓約事項\(別記2\)](#)
- ・ [LPガスの販売事業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項\(別記3\)](#)
- ・ 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- ・ 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

送信

[マイページに戻る](#)

3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加した事業者様全て
(必ずパスワードの再設定が必要となります)

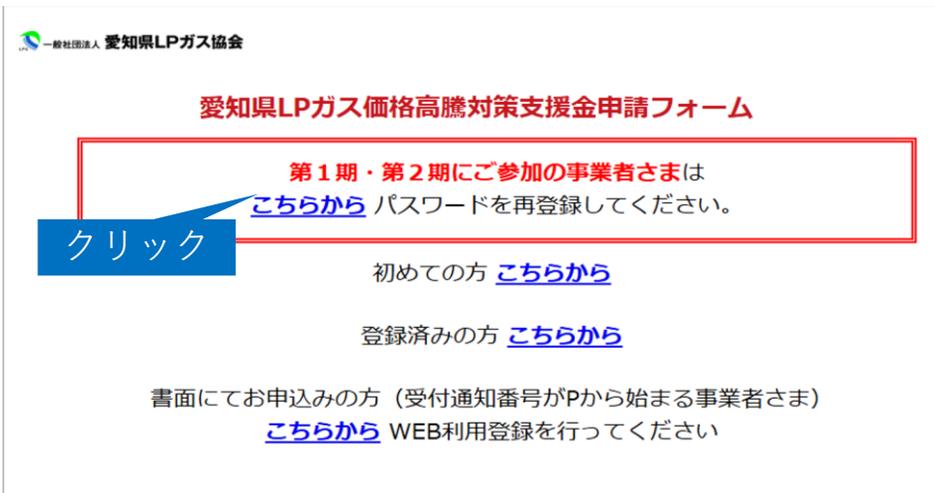
ii Web手続きの流れ

(実績報告書兼精算払請求書、値引き実績根拠書類提出時)

※第3期からはじめて参加される事業者様は、①～⑤の手順は不要です。

※画面はイメージになります。

① ホームページへアクセスし、赤枠内の「こちらから」をクリックする。



② 「ユーザーID」に、各事業者様のID（アルファベット1文字+数字4桁）を入力し、「送信」を押す。

ユーザーID

※ユーザーIDについて

第1期、第2期で送付した各通知物（参加受理通知や、支援金確定通知など）の右上に記載の受付通知番号になります。

③ 「送信」ボタンをクリックすると、以下の通り、登録されているメールアドレス宛に、パスワードを再設定するための案内メールが送付されます。案内メールにあるURLをクリックする。

登録メールアドレス宛てにパスワードの再登録ページURLを記載した「パスワード再登録手続き通知」を送信しました。
このメールに記載されたURLからパスワードの再登録を行って下さい。
※メールが届かない場合は管理者までお問い合わせください。



3 手続きの概要

※対象：第1期又は第2期に参加した事業者様全て
(必ずパスワードの再設定が必要となります)

ii Web手続きの流れ

(実績報告書兼精算払請求書、値引き実績根拠書類提出時)

④ ログイン時に必要なパスワードを決めていただき、入力してください。入力したパスワードと同様のパスワードを(確認用)の欄にもご入力いただき、「再登録」をクリックする。

※パスワードは、半角小文字で8桁以上、且つ英文字と数字を含めたもの。

新しいパスワード、新しいパスワード(確認)を入力して下さい。
入力が終わったら[再登録]ボタンをクリックして下さい。

パスワード

パスワード確認

再登録

⑤ 「再送信」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛に、ログインするための案内メールが送付されます。URLをクリックしてください。

[パスワード]再登録完了通知 ▶ 受信トレイ x



lpgas_aichi@gmail.com
To 自分 ▼

n01.smp.ne.jp 経由

11:02 (1分前)



このメールは自動配信です。
返信をいただきましてもお答えできかねますのでご了承ください。

この度は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金事業における
パスワードの再登録が完了しました。

以下URLよりログインいただき、申請手続きを進めてください。
<https://area31.smp.ne.jp/area/p/qfoj9scpct9mdqcli8/3HySG9/login.html>

尚、このメールに心当たりのない場合には、
お手数ですがメールを削除いただきますようお願いいたします。

.....
【お問い合わせ】
愛知県LPガス価格高騰対策支援金センター
TEL : 0120-361-224
お問い合わせは、マイページよりお願いします。
.....

3 手続きの概要

※対象：すべての事業者様

ii Web手続きの流れ

(実績報告書兼精算払請求書、値引き実績根拠書類提出時)

※画面はイメージになります。

⑥特設ホームページへアクセスし、「Web申請はこちら」をクリックする。

<http://www.aichilpg.or.jp/shienkin23/>



⑦「登録済みの方 こちらから」をクリックする。

⑧ ID、パスワードを入力し、「ログイン」をクリックする。

※ユーザーIDについて

【第1期又は第2期いずれかで参加された事業者様】

> 第1期、第2期で送付した各通知物（参加受理通知や、交付決定通知、支援金確定通知など）の右上に記載の受付通知番号になります。

【第3期から参加される事業者様】

> 交付決定通知の右上に記載の受付通知番号になります。

※パスワードについて

パスワードは、各事業者様にて設定したものになります。

⑨該当する提出項目を選択し、申請フォームにアクセスする。

3 手続きの概要

iii Web手続きの流れ【PWを忘れてしまった場合】

- ① 「パスワード再登録ページ」をクリックし、ユーザーIDを入力の上、「送信」をクリックする。

愛知県LPガス価格高騰対策支援金
申請フォームログインページ

ユーザーIDもしくはパスワードが正しくありません。

ユーザーID

パスワード

ログイン

[パスワード再登録ページ](#)

ユーザーID

送信 リセット

- ② 登録しているメールアドレス宛に、再登録用のメールが送付される。URLをクリックの上、新たなパスワードを入力の上、「再登録」をクリックする。

[パスワード]再登録手続き通知 [メールトピック](#)

To 自分

パスワード再登録手続き通知

本メールは、パスワードの再登録手続きが完了したことを確認するためにお送りしています。
パスワードの再登録を希望される場合は、以下のURLからパスワードの再登録を行ってください。

<https://area34.smpg.ne.jp/area/ResetReg?&code=5Ekt464e436d89b02cac976c9d555d96f5469e7a7b628736e1452x0c11>

※本メールにお心当たりがない場合には、第三者による誤登録、不正登録等の可能性がありますので管理者までご連絡ください。

[メッセージの一部が表示されています] [メッセージ全体を表示](#)

返信 転送

新しいパスワード、新しいパスワード（確認）を入力して下さい。
入力が終わったら[再登録]ボタンをクリックして下さい。

パスワード

パスワード確認

再登録

交付申請書

一般社団法人愛知県LPガス協会会長 様

日付を必ずご記入ください

愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期）交付要領に基づき、下記のとおり申請します。

黒枠の項目はすべて記入が必須

原則、本社一括でお願いします

申請日 2025 年 4 月 30 日

1. 販売事業者情報

個人事業主の方は
次の④に屋号をご記入ください

①液化石油ガス販売事業登録番号	5	3	A	0	0	0	0						
②本社一括での申請でしょうか	<input checked="" type="checkbox"/>	はい	<input type="checkbox"/>	いいえ(支店や営業所での申請はこちらに✓)									
③事業者区分	<input checked="" type="checkbox"/>	法人	<input type="checkbox"/>	個人事業主									
④法人名(正式名称)または屋号(株)(有)等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください	愛	知	県	L	P	ガ	ス	株	式	会	社		
⑤法人名または屋号のフリガナ ※支店や営業所での申請の方は、支店名、営業所名もご記入ください	ア	イ	チ	ケ	ン	エ	ル	ピ	ー	ガ	ス	カ	ブ
	シ	キ	ガ	イ	シ	ヤ							
⑥代表者氏名	愛	知	太	郎									
⑦所在地(本社又は主たる事業所)	郵便番号	〒	4	5	0	—	0	0	0	0			
	都道府県	愛	知	県									
	市区町村	名	古	屋	市	〇	〇	区					
	町域・番地	〇	〇	町	〇	丁	目	〇	番	地	〇		
建物名など	愛	知	L	P	マ	ン	シ	ヨ	ン	〇	〇	〇	号
	室												

苗字と名前は詰めてご記入ください

2. 申請者情報

⑧ご担当者氏名	愛	知	花	子									
⑨ご担当者氏名 フリガナ	ア	イ	チ	ハ	ナ	コ							
⑩電話番号(ハイフンなし)	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0			
⑪メールアドレス	h	a	n	a	k	o	.	a	i	c	h	i	@
	g	a	s	.	c	o	.	j	p				
⑫値引き対象とする一般消費者等の契約件数			1	,	0	0	0	件					

3. 振込先情報

⑬金融機関名	〇〇銀行				⑭口座種別	0	0	0	0	⑮預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	
⑯支店コード ※ゆうちょ銀行以外	1	2	3			⑰口座番号 ※ゆうちょ銀行以外	1	2	3	4	5	6	7
⑱記号 ※ゆうちょ銀行						⑲番号 ※ゆうちょ銀行							

※通帳に記載の口座名義(カナ)を必ずご記入ください

⑳口座名義人(カナ)	ア	イ	チ	ケ	ン	エ	ル	ヒ	ー	カ	ス
	(カ									

濁点(「゛」)、半濁点(「゜」)は
1マス空けて記入ください

4. 添付書類のご確認(ご用意いただきましたら以下にチェックを入れてください)

<input checked="" type="checkbox"/>	誓約事項等同意書
<input checked="" type="checkbox"/>	通帳コピー(表面と通帳を開いた1・2ページ)
<input checked="" type="checkbox"/>	販売事業者登録書又は販売事業者証の写し

添付書類の漏れが無きよう、
ご用意いただきましたら✓をお願いします

5. LPガス使用者向けご案内チラシの送付希望について

<input checked="" type="checkbox"/>	希望します	<input type="checkbox"/>	不要です
-------------------------------------	-------	--------------------------	------

※「希望します」にチェックをした事業者様宛に、
⑫に記載された契約件数相当のチラシを一括で送付いたします。

6. LPガス使用者向けご案内チラシの送付希望数

1,000	件
-------	---

※数量は100の倍数になります。

愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期） 誓約事項等同意書

当社は、愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期）（以下「本支援金」という。）におけるLPガスの販売事業者としての参加確認又は交付申請にあたり、愛知県LPガス価格高騰対策支援金（第3期）交付要領（以下「要領」という。）を確認し、内容を理解しました。

特に、次に記す誓約事項について遵守できなかった場合は、本支援金の実施に係る費用（以下「事業費」という。）の一部又は全部が受領できなくなることに加え、賠償請求の実施又は刑事告発等の法的措置の対象となる場合があることを同意のうえ、申請いたします。

本支援金について、以下の点を確認し同意いたします。

- 不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項（別記1）
- 反社会的勢力排除に係る誓約事項（別記2）
- 個人情報の取り扱いに係る同意事項（別記3）
- 支援金事業の遂行上の課題・懸念等に対して協会又は支援金センターに事前報告し、その決定事項に最大限協力すること
- 要領及び協会又は支援金センターからの指示に従うこと

別 記 1

不正な支援金の参加確認、交付申請防止に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当社は、愛知県及び協会の求めに応じ、適切なLPガス料金値引きを実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当社は、当社の帰責の有無に関わらず、不正な支援金申請に該当する可能性がある場合と協会及び支援金センターが判断する場合は、その調査が完了するまで当該支援金申請金額の戻入または支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当社は、上記に該当する他、不正な支援金の申請及び受領が発生しないよう、愛知県及び協会の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当社は、架空の申請や水増し報告等の不正請求^{※1}、不適切な行為^{※2}等を行いません。

※1：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ① 支援金相当分をあらかじめ単価に上乘せする等、本来の価格が不適切に設定されていること
- ② 支援対象期間に合わせた値上げを故意的に行うこと
- ③ 価格について、支援金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること

別 記2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請をするに当たって、また支援金の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記3

L Pガスの販売業者の提供する個人情報等の取扱いに係る同意事項

当社は、本支援金の参加確認又は交付申請にあたり、以下の事項を確認し同意します。

記

協会及び支援金センターは、本支援金の実施に必要な範囲で、L Pガスの販売業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、協会及び支援金センターは、L Pガスの販売業者が提供する情報を事業の終了年度後5年間保存し、協会及び支援金センター業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。また、協会、支援金センター及び愛知県等は、L Pガスの販売業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

一般社団法人愛知県LPGガス協会会長 様

日付を必ずご記入ください

利用料金の値引きがすべて完了したため、
愛知県LPGガス価格高騰対策支援金（第3期）交付要領に基づき、下記のとおり報告します。

黒枠の項目はすべて記

参加受理通知又は交付決定通知に記載の
通知番号(5桁)をご記入ください

申請日 2025 年 6 月 1 日

1. 販売事業者情報

① 受付通知番号	W	9	9	9	9	※交付決定通知に記載の通知番号(5桁)をご記入ください							
② 法人名（正式名称）または屋号 （株）（有）等省略不可 ※支店や営業所での申請の方は、 支店名、営業所名もご記入ください	愛	知	県	L	P	ガ	ス	株	式	会	社		
③ 法人名または屋号のフリガナ ※支店や営業所での申請の方は、 支店名、営業所名もご記入ください	ア	イ	チ	ケ	ン	エ	ル	ピ	ー	ガ	ス	カ	ブ
	シ	キ	ガ	イ	シ	ヤ							

2. 値引き実績と原資の精算 ※値引き実績の金額は必ず税抜きでご記入ください

合計	④ 値引きを行った 一般消費者等の件数			1	,	0	0	0	件	※値引きを行った一般消費者等の実数をご記入ください 補助事業（値引き）実績一覧表の件数と一致させてください			
	⑤ 値引き実績（総額）			1	,	6	0	0	,	0	0	0	円

3. 協力金（事務負担費用）の精算 ※協力金の請求金額は必ず税抜きでご記入ください

⑥ 協力金の請求金額					,	1	1	0	,	0	0	0	
------------	--	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	--

協力金の消費者等数は上限10,000戸ですので
お間違えなきようお願いします
また、協力金の請求金額は上限101万円となります

※一律10,000円（税抜）+100円（税抜）×消費者等数（上限10,000戸）の金額をご記入ください。（上限1,010,000円（税抜き））

4. 支援金請求合計額 ※支援金請求合計金額は必ず税抜きでご記入ください

⑦ 支援金請求合計金額			1	,	1	1	0	,	0	0	0	円	※⑤+⑥の金額
-------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---------

5. 添付書類のご確認（ご用意いただきましたら以下

添付書類の漏れが無きよう、

ご用意いただきましたら✓をお願いします

補助事業（値引き）実績一覧表

実績一覧表について

< 一覧表見本 >

No	①管理番号など	②市町村名	③各月検針分の値引きの実施状況 (税抜き価格)					
			6月検針分			7月検針分		
			値引き前	値引き後	値引き額	値引き前	値引き後	値引き額
例1	123-45-67890	名古屋市	8,000	6,400	1,600	0	0	0
例2	111-22-33333	豊田市	1,400	0	1,400	1,400	1,400	0
例3	567-99-87654	豊川市	0	0	0	1,600	0	1,600
1								
2								
3								
4								
5								

税抜の場合

No	①管理番号など	②市町村名	③各月検針分の値引きの実施状況 (税込み価格)					
			6月検針分			7月検針分		
			値引き前	値引き後	値引き額	値引き前	値引き後	値引き額
例1	123-45-67890	名古屋市	8,800	7,040	1,760	0	0	0
例2	111-22-33333	豊田市	1,540	0	1,540	1,540	1,540	0
例3	567-99-87654	豊川市	0	0	0	1,760	0	1,760
1								
2								
3								
4								
5								

税込の場合

< 注意点(よくある間違い) > ※上表の例1～3参考

以下の項目のチェックをお願い致します。

システム上、税込みでしか出力できない場合、税込みのフォーマットを使用ください。

オレンジの項目は、全て必須項目です。

※システム上などやむを得ない場合は、「値引き前」又は「値引き後」のみの記入も可とします。

①管理番号：

値引きを行った契約番号をご記入ください。(契約番号がない場合、契約者氏名でも可)

②市町村名：

各契約のLPガス使用場所の市区町村をご記入ください。

③各月検針分の値引きの実施状況：

- ・「値引き前」、「値引き後」、「値引き額」それぞれの値に小数点が含まれている場合、**小数点は切り捨て**で記入をお願い致します。
- ・「値引き前」－「値引き額」＝「値引き後」になっているか、確認をお願い致します。
- ・各月検針分の値引額が、1,600円以下(税込の場合は1,760円以下)であるか確認をお願い致します。
- ・値引き後の額がマイナスになっていないか、確認をお願い致します。
- ・**1契約に対し、6月検針分と7月検針分の2ヶ月で値引くことは無効です。**

尚、一覧表はホームページに掲載しているものをご利用いただけると審査がスムーズになります。ご協力の程、宜しくお願い致します。